

重要事項説明書

(倉敷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則(平成26年規則第60号) 第15条の規定に基づく掲示内容)

令和6年4月1日現在

施設名称	小谷かなりやキッズ保育園	
施設類型	地域型保育事業	
施設の所在地	倉敷市浦田2504番地20	
施設の電話番号	086-425-5210	
園長氏名	岡崎 映子	
施設の認可年月日	令和6年4月1日	
施設の確認年月日	令和6年4月1日	
設置者名・所在地	社会福祉法人倉敷福德会 理事長 小谷 浩二 (倉敷市福井205番地)	
受け入れ対象児童	①2号認定子ども(満3歳以上の保育を必要とする子ども) ②3号認定子ども(満3歳未満の保育を必要とする子ども)	
施設の目的及び運営方針	倉敷市からの委託を受けて、保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。	
提供する教育及び保育の内容	「保育所保育指針」に基づき、教育・保育を提供する。	
職員の職種、員数及び職務の内容	職種	職務内容
	園長	1名 園務をつかさどり、所属職員を監督する。
	保育士	3名以上 園児の保育をつかさどる。
※ 員数については、令和6年4月1日時点の配置予定数(常勤換算数)を記載しています。ただし保育の人数により保育士の人数は変動します。		
嘱託医等の氏名、業務内容	職種	氏名(医療機関名等)・主な業務内容
	嘱託医	森本 志帆(まさよし内科小児科クリニック) 入所前健診、定期健診(年2回)、園児の健康に関する指導・助言など
	検診医	山田 将平(山田歯科医院) 歯科健診(年1回)、園児の歯の健康に関する指導・助言など
特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日	開所日	次に掲げる休園日を除く、月～土曜日
	休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)
	開所時間	7:30～18:30 (月曜日～金曜日7:30～9:45/16:00～18:30は、連携園である 小谷かなりや第二小規模保育園で保育、土曜日は連携園である堀南かなりや認定こども園で保育) ※開所時間は厳守してください。やむをえず18時30分を超える場合は、必ずご連絡ください。度々18時30分を超える場合には、倉敷市と協議の上対応させていただきます。 ※園の行事、天候、感染症等流行により開所時間等ご協力をお願いすることもあります。
利用者負担金	保育料月額	倉敷市の定める保育所保育料月額
	短時間保育 超過料金	倉敷市の定める保育所月額利用料コアタイム(8:30～16:30)を超える時間帯、時間数及び回数に関わらず1日350円
	午睡チェックセンサー利用額 月額利用料(0歳児クラス)	午睡(お昼寝)時に一定の間隔で子どもの姿勢や呼吸状態を観察し安全な睡眠環境を保つためのセンサーです。 月額利用料 1,000円
	実費徴収金(諸費)	災害共済掛金(年額240円) 個人持ち用品代(制服、文具、絵本代等)、行事費用(遠足のバス代等)の実費については、別にお知らせします。
	口座振替手数料	1世帯月額110円 ※口座振替が適正に行えなかった場合でも、手数料は発生します。
	○ 利用者負担金の徴収方法	
	当月分の保育料	本園利用料は、玉島信用金庫での口座振替となります。 振替日 毎月月末 (自動振替が滞ることなく行われるように充当して下さい。) 保育料2か月以上滞納の場合は、倉敷市と協議の上連絡させていただきます。 その他諸費等が2か月以上滞納の場合は、法人本部と協議の上連絡させていただきます。
	超過料金	翌月末に保育料と一緒に口座振替になります。 ※ただし、卒園児は3月末を納期限とします。また、途中退所児は退所月末を納期限とします。
	実費徴収金(諸費)	納期期限までに口座振替させていただきます。 ① 災害共済掛金(年払) ② その他実費(午睡チェックセンサー・行事参加費) その他の用品代等は、適宜徴収します。
	※口座振替は月末、12月、3月のみ25日とします。事情により振替日が異なる場合は別途お知らせします。 ※市内の同一法人連携園に入園の場合のみ口座情報を引き継ぎます。その他の目的では利用いたしません。	
小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	○ 利用定員合計 9人	
	2・3号認定子どもに係る利用定員	乳児(生後57日目から受け入れ) 3人 1歳～2歳児 6人
施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項(入所選考方法)	○ 利用開始(保育園入所申込みから適用)	
	① 利用申込み 『子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼施設利用申込書(継続確認書)』に添付書類を添えて、当園又は倉敷市保育・幼稚園課(又は各保健福祉センター福祉課)へ入所の申込みを行ってください。 利用申込書及び添付書類については、倉敷市の定める様式を使用します。	
	② 入所選考 倉敷市の入所選考基準に基づき、園が入所決定を行います。	
	③ 利用契約・利用開始 保育所における保育は、園との直接契約となります。 倉敷市からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、保育を開始します。	
	○ 利用終了 年度途中で退園される場合は、事前(少なくとも退園予定日の1か月前)に、当園に申し出てください。	
1. 当園は以下の場合には保育の提供を終了するものとします。 (1) 保護者が教育・保育給付認定要件に該当しなくなったとき (2) 教育・保育給付認定保護者から保育園の利用取り消しの申し出があったとき 2. 当園は、以下の場合には文書で通知することにより、この契約を解除することができます。 (1) 利用料金・利用者負担金の支払いが2か月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず14日以内に支払われない場合 (2) 保護者、その家族ないしその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、この契約を継続しがたいほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合		

<p>連携園について</p>	<p>堀南かなりや認定こども園 ○ 連携園 ○給食提供 ○卒園後の受け入れ(2号認定時児は市の受け入れ基準に基づく判断、1号認定児はこども園の受け入れ基準に基づく判断) ○代替え保育(土曜日保育) ○集団保育の提供 小谷かなりや第二小規模保育園 ○代替え保育(平日当番) ○集団保育の提供 ※保育内容支援等、重要かつ必要な情報を提供する場合があります。 〔法人内保育園〕小谷かなりや認定こども園・真備かなりや認定こども園・小谷かなりや小規模保育園・真備かなりや小規模保育園・真備かなりや第二小規模保育園・真備かなりや第三小規模保育園</p>															
<p>緊急時等における対応方法</p>	<p>○ 園での対応 園児が怪我を負うなどの緊急時等には、当園の判断で医療機関へ搬送します。 ○ 保護者への連絡 次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。 (例) 園児の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いするとき。 台風の接近などにより、警報・避難指示・避難勧告が発令された時、園にて危険だと判断した時。</p>															
<p>非常災害対策</p>	<p>○ 避難・防災対策 避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月1回以上実施します。 園児に対して防災教育を行います。 ○ 緊急避難場所 地震や津波などの大規模災害発生時(又は発生が予測される場合)には、次の場所に徒歩、避難車または車で避難します。 第1避難場所・・・小谷かなりや認定こども園(倉敷市福井205番地 TEL 086-423-1809) 洪水避難場所・・・倉敷市立南中学校(倉敷市西富井1387 TEL 086-422-4670) 地震等避難場所・・・倉敷市立南小学校(倉敷市西富井1005-10 TEL 086-430-0373) ○ 各種警報連絡方法について 警報の状況、園周辺の状況や職員の配置により早めのお迎えをお願いします。 ①キッズリーの配信 ②緊急時の連絡表により電話連絡 ③災害時伝言サービス「171」の利用 (詳細は別紙)</p>															
<p>緊急時等における関係機関の連絡先</p>	<p>○ 関係機関の連絡先 倉敷市保育・幼稚園課 086-426-3311 倉敷警察署 086-426-0110 倉敷消防署 086-422-0119</p>															
<p>駐車場に関する事項</p>	<p>○ 送迎中の事故や駐車場の事故及び盗難について、当園は一切責任を負いません。 送迎中や駐車場で安全対策について、十分なご配慮をお願いします。</p>															
<p>秘密保持・個人情報保護に関する事項</p>	<p>○ 特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者や、その他の機関・連携園等と必要な個人情報を共有します。</p>															
<p>虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>○ 職員に対する措置 責任者 園長 岡崎 映子 児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。</p>															
<p>法令順守のための措置に関する事項</p>	<p>○ 法令順守責任者 当園の業務管理体制を整備するために、次の者を法令順守責任者とする。 理事長 小谷 浩二</p>															
<p>その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	<p>○ 給食提供 当園では、完全給食を提供します。(連携園・堀南かなりや認定こども園より給食提供) ※親子遠足など園長が定めた行事等は、弁当を持参。 ※アレルギー児には保護者との協議により医師の指導の下、除去食の提供を行う。(除去の種類によっては弁当を持参して頂きます。) ※献立は倉敷市の献立を使用していますが、行事により園独自の献立に変更する場合があります。 ○ 園児が加入する保険 ① 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度 補償内容 当園管理下において発生した事故等について補償 給付金額 医療費の一部、最高4,000万円(障がい見舞金)、最高3,000万円(死亡見舞金) ② 賠償責任保険(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) <table border="1" data-bbox="379 1149 1058 1227"> <thead> <tr> <th rowspan="2">賠償責任</th> <th colspan="3">支払限度額</th> </tr> <tr> <th>1名あたり</th> <th>1事故あたり</th> <th>保険期間中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体賠償</td> <td>1億円</td> <td>10億円</td> <td>10億円</td> </tr> <tr> <td>財物賠償</td> <td></td> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table> ○ 子ども・子育て支援新制度 保護者の就労や就学、介護や疾病、求職活動など保育が必要な時間をもとに「保育短時間」「保育標準時間」の2区分で認定されています。この認定時間(8時間又は11時間)の範囲内で、保護者は保育が必要となる状況に応じて保育を利用できます。保育利用時間は、就労している保護者であれば、勤務時間と通勤時間に要する時間、介護や病気であれば付き添いや通院に要する時間が含まれます。個々の保護者や子どもの状況、環境などにより必要な保育時間は異なりますので、適正な利用にご理解・ご協力をお願いします。 ※買い物等私的な用事は含まれません。 ※保護者以外の18歳未満の方の送迎はお控えください。 ○ 保育短時間認定 保育が必要な時間が月に120時間未満の方は、保育短時間認定の利用となります。保育短時間認定を受けた方で、コアタイム(8:30～16:30)を外れて利用した場合は、利用する時間帯、時間数及び回数に関わらず超過料金(1日350円)が必要です。 ※認定区分の変更については、倉敷市へ変更申請が必要となります。 ○ 送迎について 保護者において全責任をもって遂行することをお願いします。(ただし、困難な場合は要相談) ○ 苦情受付担当者の職・氏名・連絡先 園長 岡崎 映子 (TEL 086-425-5210)</p>	賠償責任	支払限度額			1名あたり	1事故あたり	保険期間中	身体賠償	1億円	10億円	10億円	財物賠償		1,000万円	1,000万円
賠償責任	支払限度額															
	1名あたり	1事故あたり	保険期間中													
身体賠償	1億円	10億円	10億円													
財物賠償		1,000万円	1,000万円													

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園 : 小谷かなりやキッズ保育園
住所 : 倉敷市浦田2504番地20
責任者 : 岡崎 映子

私は、書面に基づいて小谷かなりやキッズ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

園児氏名 :

保護者氏名 :

※ 本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。
※ 本重要事項説明に関してご不明な点がございましたら、園長までお尋ねください。